

令和 7 年度

十三湖農地防災事業

芦野頭首工管理マニュアル作成他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

令和7年度十三湖農地防災事業 芦野頭首工管理マニュアル作成他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、国営土地改良事業十三湖地区に基づき改修する芦野頭首工の管理マニュアルの作成及び左岸取水制水門配線の検討を行い、河川協議を実施するための協議資料の作成を行うものである。

(場 所)

第1－3条

業務位置は、青森県つがる市稲垣町下繁田川袋島地内他で別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1－4条

本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。そのうえで、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

審査項目

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- c) 品質管理体制が確保されているか。
- d) 再委託先への支払いは適正か。

(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

(3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1－5 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－6 条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－9 条

共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定（改訂）年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工」	農林水産省	平成 28 年 8 月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省	平成 22 年 6 月
3	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工（ゴム堰）」	農林水産省	平成 25 年 4 月

(貸与資料等)

第 2－2 条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸与資料名	数量
1	平成 29 年度～令和 3 年度十三湖農地防災事業 芦野頭首工ゲート設備建設工事完成図書	1 式
2	芦野頭首工 管理規程	1 式
3	岩木川水系岩木川等における水利使用（変更）に関する河川法第 23 条、第 24 条及び第 26 条 1 項に係る同法第 95 条の協議図書	1 式

(貸与資料の取扱い)

第 2－3 条

第 2－1、第 2－2 条に示す貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙－1「作業項目内訳表」(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1 準備作業	1 式	
2 資料の検討	1 式	
3 芦野頭首工管理マニュアルの作成	1 式	
4 河川協議資料作成	1 式	
5 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3－2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 作業の実施に当たり、行政機関等から資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 第2－2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4 各作業に使用する各種統計資料等について、変更が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(芦野頭首工管理マニュアル作成段階)

第3回 中間打合せ（施設管理関係者との打合せ段階）

第4回 中間打合せ（河川協議資料作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507－10

東北農政局 津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により作業内容等に変更が生じた場合
- 6 その他

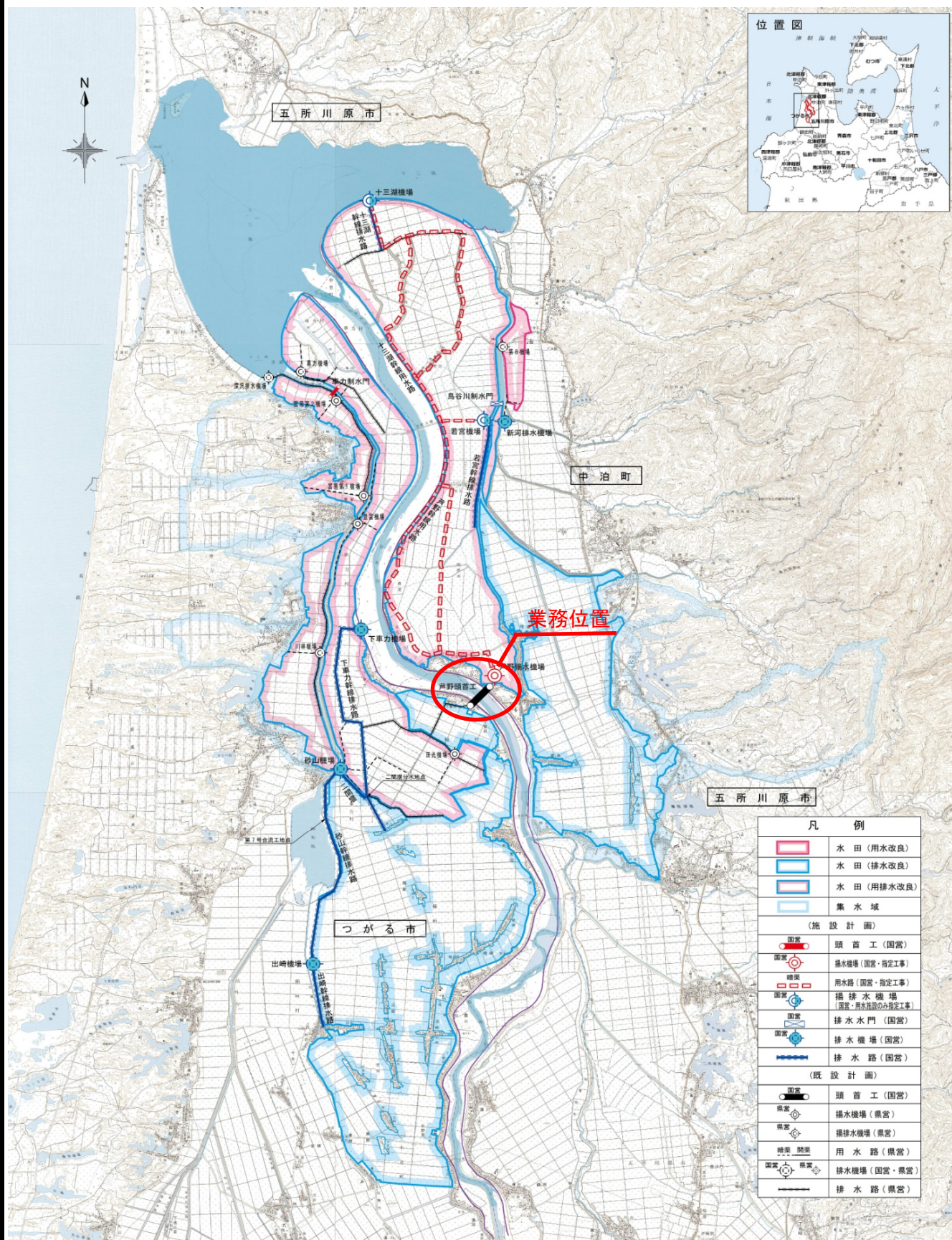
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

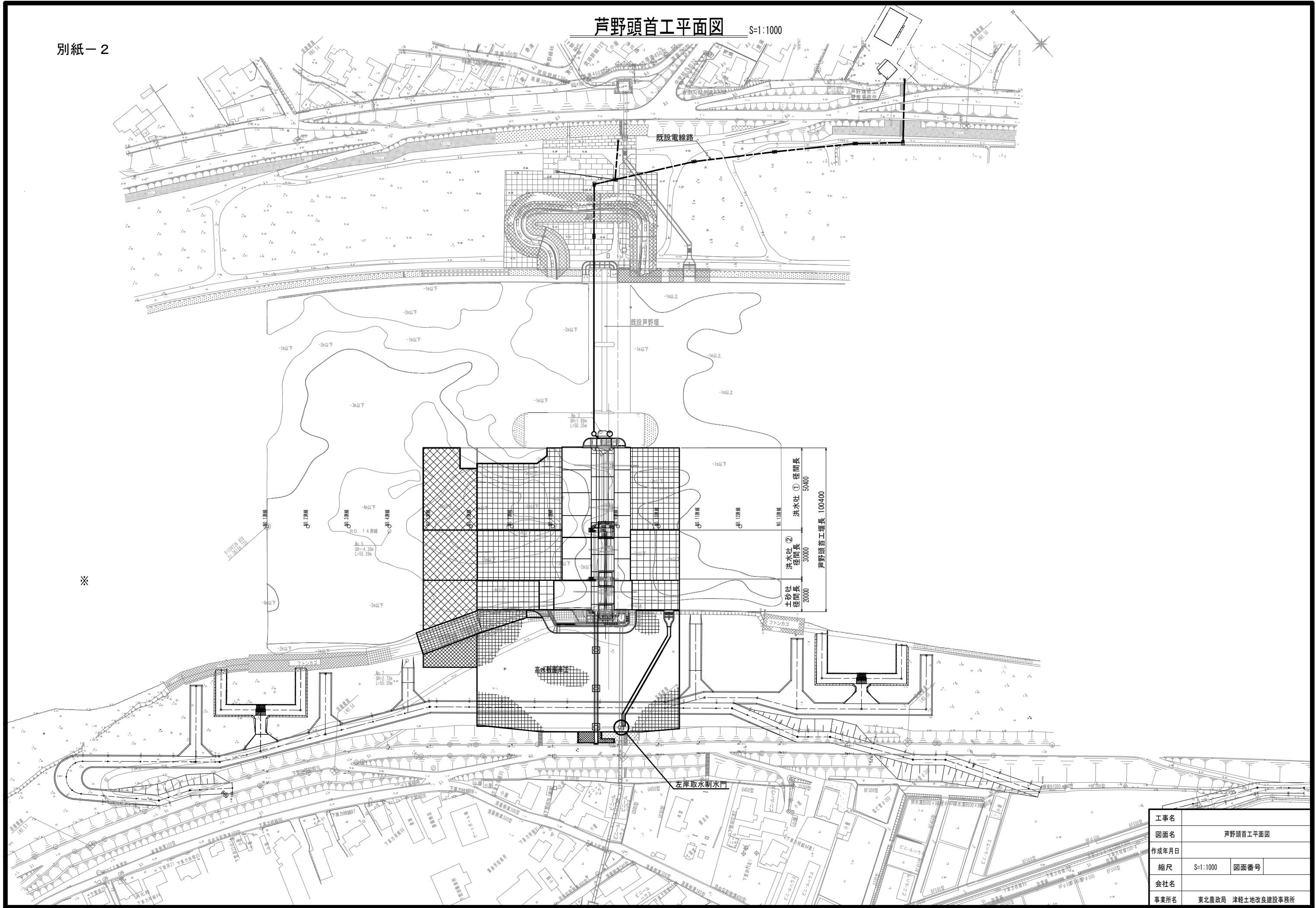
別添 位置図



別紙－ 1 作業項目内訳表

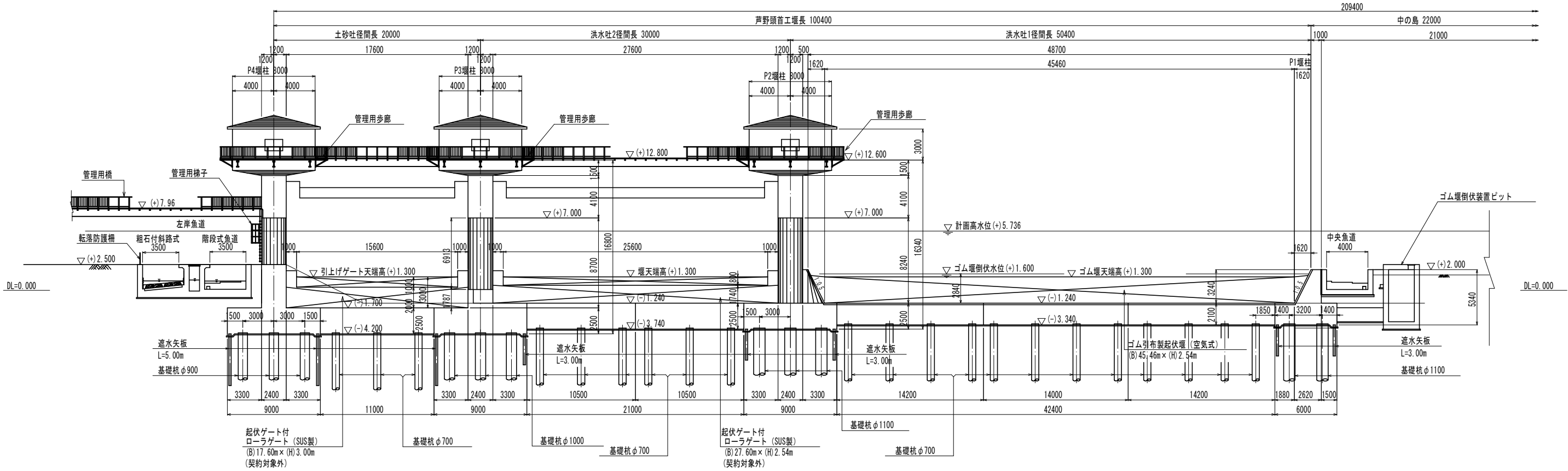
作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
1 準備作業	作業のための必要な現地調査、業務計画書の作成を行う。	○	
2 資料の検討	貸与資料の内容を把握する。	○	
3 芦野頭首工管理マニュアルの作成	芦野頭首工のゴム引布製起伏ゲート設備（洪水吐1ヶ所）及び鋼製フラップ付ローラゲート設備（洪水吐1門、土砂吐1門）を操作・管理するための管理委託者向けのマニュアルを作成する。作成に当たっては過年度工事の完成図書及び管理規程を参照するとともに、施設管理者関係者及び専門技術者との打合せ（各1回）を行ったうえで関係者の意見等を反映するものとする。 なお、具体的な数値を記載、説明図を多用し、頭首工点検マップ、点検記録表、ゲート操作留意事項などを含めて分かりやすいマニュアルの作成に努めるものとする。	○	別紙－ 2 別紙－ 3
4 河川協議資料作成			
4-1 左岸取水制水門配線の検討	頭首工上屋操作室から左岸取水制水門機側操作盤への電源供給のための配線方式を検討し構造図及び数量計算を行う。	○	別紙－ 4 別紙－ 5
4-2 河川法第26条第1項に係る変更協議書作成	頭首工改築計画の河川協議図書について、作業項目4-1を基に、変更協議資料を作成する。	○	
5 点検取りまとめ	各作業の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

芦野頭首工平面図 S=1:1000



工事名	芦野頭首工平面図	
図面名	芦野頭首工平面図	
作成年月日		
縮尺	S=1:1000	図面番号
会社名		
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所	

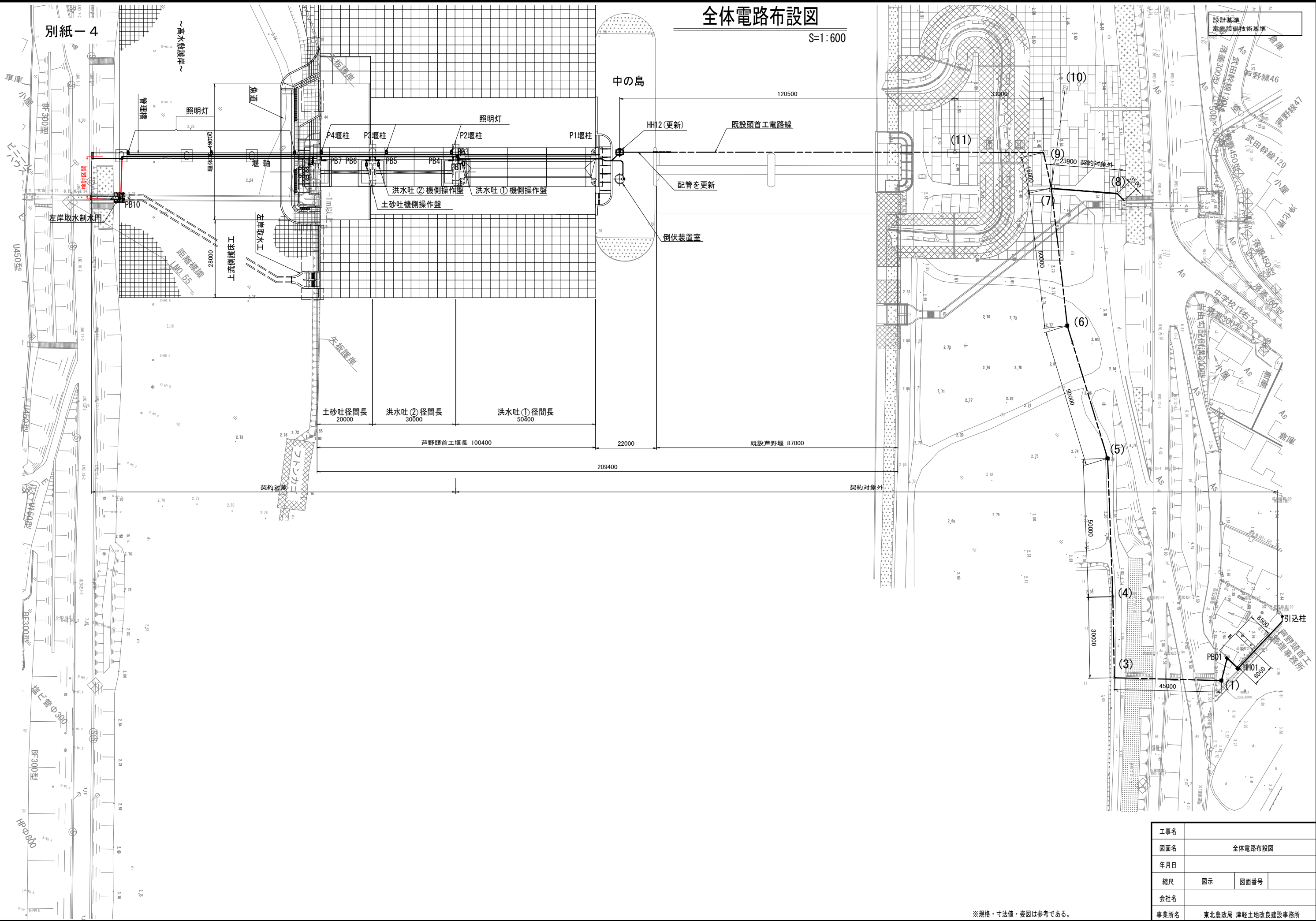
正面図



工事名	芦野頭首工構造一般図		
図面名	芦野頭首工構造一般図		
作成年月日			
縮尺	S=1:200	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

全体電路布設図

S=1:600



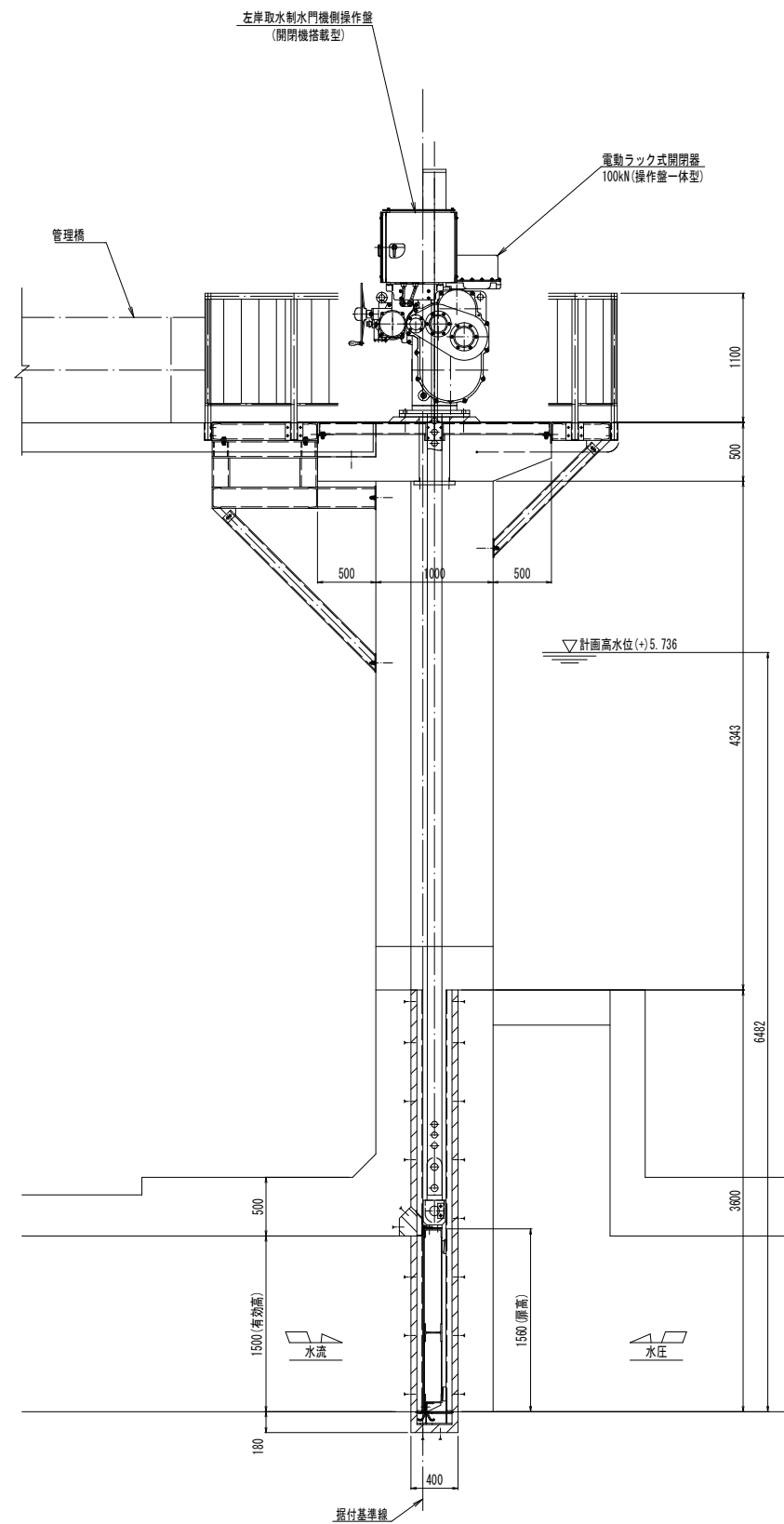
設計基準
電気設備技術基準

工事名			
図面名	全体電路布設図		
年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

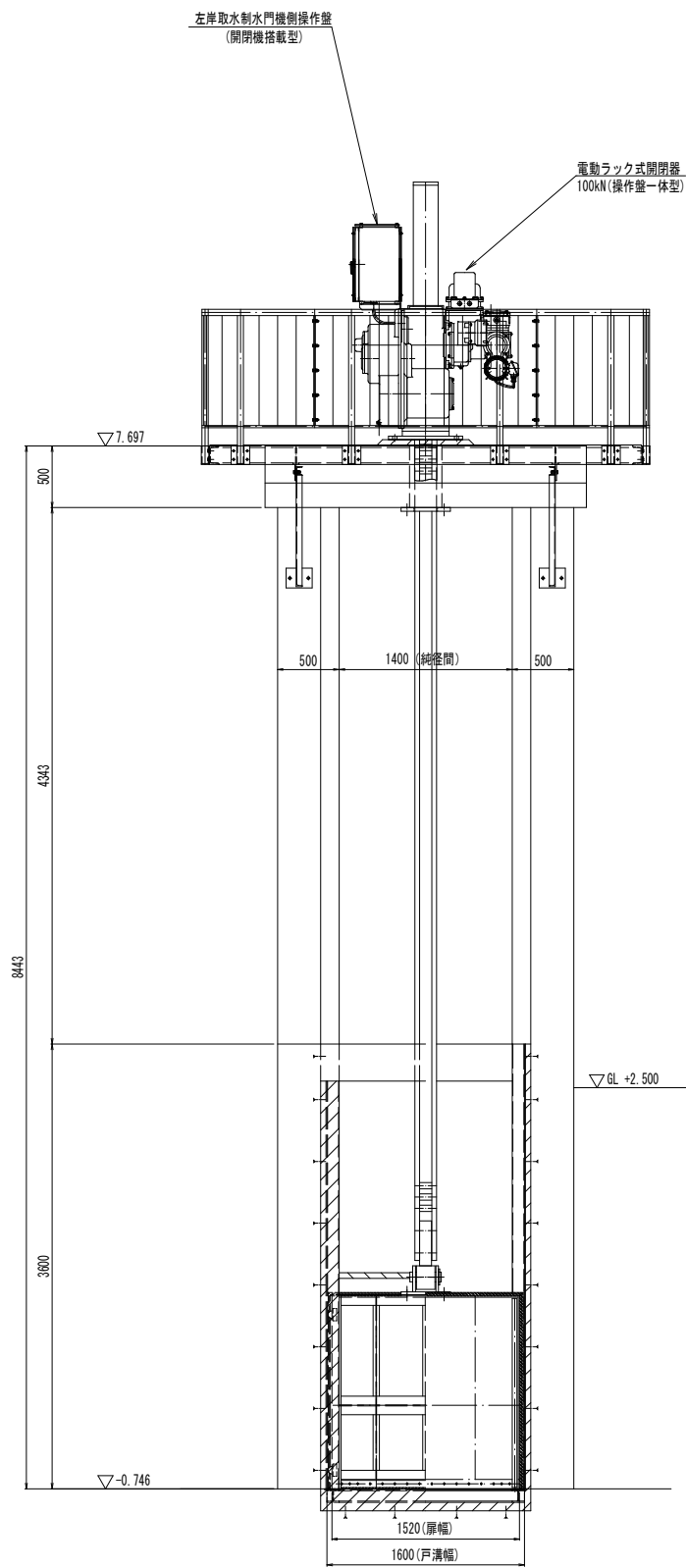
※規格・寸法値・姿図は参考である。

左岸取水制水門 構造図

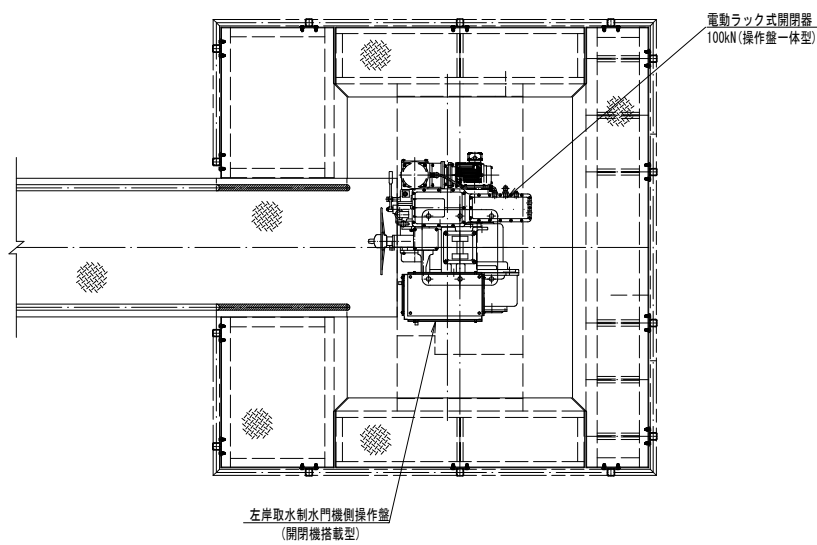
側面図



正面図



平面図



※規格・寸法値・姿図は参考である。

工事名			
図面名	左岸取水制水門 構造図		
年月日			
縮尺	S=1:30	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		